住民監査請求に係る監査結果

（区長交際費、区長の庁有車使用に係る住民監査請求）

令和８年１０月

江東区監査委員

第１　請求

本件請求に係る請求人、請求があった日及び内容は、以下のとおりである。

１　請求人

区民１名

２　請求があった日

令和８年８月２７日

３　請求の内容

請求人が主張する事実及び措置請求は、以下のとおりである。

（１）　主張事実

①　対象とする財務会計上の行為

本件請求は、江東区長大久保朋果氏（以下「区長」という。）による次の２件の公金支出を対象とする。

ア　令和７年１１月２０日（木)、団体Ａ主催の区政情報交換会（以下「会合」という。）（会場Ｂ）の会費５，０００円の区長交際費からの支出（事実証明書１から３）

イ　会合への区長の往復のために区長公用車を運行させ、運転士に発生させた時間外勤務相当分の人件費（事実証明書４）

②　本請求の論点

会合それ自体の公務性や団体Ａへの会費支出の一般的な相当性については争わない。問題とするのは、区長が「公費を支出して参加した会合の場を自身の政治活動の機会として利用した」という一点である。すなわち、公費で確保された出席機会が後援会発行の政治活動用チラシの配布という政治活動に転用された以上、その公費支出は当初想定されていた目的（公務たる区政情報交換）を逸脱しており、違法・不当な支出に該当する。

③　事実関係

ア　会合の開催概要

団体Ａ会長発の令和７年１１月吉日付「会合のお知らせ」（事実証明書５）によれば、会合は、令和７年１１月２０日（木）１９時３０分から２１時３０分まで、会場Ｂにて、会費５，０００円で開催されたものである。

イ　区長の出席と公金支出

江東区長職務日程表（令和７年１１月２０日、事実証明書６）には、１９時３０分の項に「団体Ａ区政情報交換会　会場Ｂ」との記載があり、区長が会合に出席したことは公文書上明らかである。

また、会費５，０００円は、令和７年１１月２０日付の団体Ａ発行の領収証（宛先「大久保江東区長殿」、事実証明書２）及び同日付支払証明書（執行者「江東区長　大久保朋果」、支払目的「団体Ａ区政情報交換会　会費」、精算者「総務部総務課長」、事実証明書３）により、区長交際費から支出されたことが確認できる。

ウ　区長による政治活動用チラシの配布

写真（事実証明書７及び９）によれば、区長は会合の場において、出席者（ＰＴＡ関係者）に対し、自身の政治活動用チラシ「江東区長　大久保ともか　スマイルレター　第１号」（以下「チラシ」という。）（事実証明書８）を配布したことが窺える。チラシは、その記載内容自体から後援会（政治団体）が発行・配布する政治活動用文書であることが文書上明白である。

具体的には、次のとおりである。

第一に、チラシの表面左上には、発行元として「大久保ともかと歩む会」と明記されている。これは区長の後援組織であり、発行主体は江東区（行政）ではなく政治団体である。

第二に、チラシの表題は「江東区長　大久保ともか　スマイルレター（区政報告）第１号」とされ、政治家個人の活動報告紙としての体裁が採られている。プロフィール欄では区

長就任前の経歴（東京都職員時代の役職等）から記載されており、公務としての行政広報ではなく、政治家個人のパーソナル広報である。

第三に、チラシ裏面には「大久保ともか応援団のご案内」と題する後援会入会勧誘の項目が設けられ、その活動内容として、「レター（このチラシ）の配布など、今後の活動へのご協力」、「公式ＬＩＮＥへのご登録＆お知り合いへの登録呼びかけ」、「応援団にご入会いただける方のご紹介」が明示されている。あわせて公式ＬＩＮＥ入会申込用ＱＲコード及び区長個人のＳＮＳ（Ｘ、Ｉｎｓｔａｇｒａｍ、Ｆａｃｅｂｏｏｋ）へのＱＲコードが掲載されている。

第四に、チラシ末尾には「このスマイルレターは『大久保ともか応援団』のボランティアがお届けしています。配布に協力して下さる方、お店に置いて下さる方、募集中！」との文言が記載されており、チラシそのものが政治活動の手段であること及び受領者に対し更なる配布協力を募る目的があることが文面上明示されている。

以上のとおり、チラシが後援会（政治団体）による政治活動用文書であることは文書上明白であり、公務性は微塵も認められない。また、区長によるチラシの配布事実は、写真（事実証明書７）及び本人のＸ（旧Ｔｗｉｔｔｅｒ）２０２５年１１月２４日付投稿（事実証明書９）によっても客観的に立証可能であり、当事者間で争いの余地はない。

エ　区長公用車の運行と時間外勤務の発生

令和７年１１月２０日付の区長公用車の自動車運転日誌（事実証明書４）によれば、同日、区長公用車は始業９時００分、終業２１時５０分まで運行され、時間外勤務３時間５０分が発生している。

具体的な運行内容としては、９時２０分～１１時５０分「庁舎～区内（各所）～庁舎」及び１８時１０分～２１時４０分

「庁舎～都内～区内（各所）～庁舎」の記録がある。夜間帯の運行は、まさに会合（１９時３０分～２１時３０分開催）への区長の移送を含むものと認められる。

政治活動が行われた会合の移送に対する区長公用車の運行及び区長公用車運行に係る人件費（時間外勤務手当）の支出は目的を逸脱するものである。

④　違法性の根拠

以上の事実関係に基づき、上記①アイの各公金支出は、いずれも以下の各点で違法である。

ア　地方自治法第２条第１４項違反

地方自治法第２条第１４項は「地方公共団体は、その事務を処理するに当つては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない」と定めている。公費で確保された出席機会が区長個人の政治活動の機会創出に転用され、かつ、区長公用車を運行させて時間外勤務を発生させた行為は、いずれも住民の福祉の増進に資するものではなく、同項に違反する。

イ　地方財政法第４条第１項違反

地方財政法第４条第１項は「地方公共団体の経費は、その目的を達成するための必要且つ最少の限度をこえて、これを支出してはならない」と定めている。公務たる会合の会費という名目で支出された公金が、現実には後援会チラシ配布という政治活動の機会として利用されており、区長公用車運行の時間外勤務相当分の公金を要する必然性はなく、いずれも「目的達成のための必要且つ最少の限度」を超えており、同項に違反する。

ウ　区長交際費の目的・範囲からの逸脱

区長交際費とは、区長が区を代表して行う対外的な交際に要する経費であり、区政運営の円滑な遂行に資する範囲においてのみ支出が許容されるものである。公職にある者の政治

活動は本来区長個人の責任において政治団体の資金で行うべきものであって、公費たる区長交際費を充てるべきものではない。区長交際費を政治活動の機会創出に利用することは、その目的・範囲を根本的に逸脱するものである。

エ　行政の中立性原則違反

公職にある者の政治活動と公務との峻別は、行政の中立性・公共性を保つ上で極めて重要な原則である。とりわけ、教育に携わるＰＴＡ関係者という、本来政治的中立性が強く要請される対象に対して、公費で確保された出席機会を利用して後援会への勧誘を行う行為は極めて不適切であり、行政の中立性原則を根本から損なうものである。

⑤　想定される反論への先行論駁

本件監査に当たり、監査対象部局においては、過去の住民監査請求結果（令和２年２月「住民監査請求に係る監査結果（区長交際費、議長交際費に係る住民監査請求)」）で示された判断枠組み、すなわち「江東区長交際費支出基準に基づき適正に支出した」「社会通念上儀礼の範囲を逸脱したとはいえない」との抽象的反論に依拠することが予想される。しかし、本件はこれらの抽象的防御では退けられない以下の特徴を有する。

第一に、会合の相手方の適格性や、会合自体への参加の公務性を争うものではない。論点は、その後の場の利用における政治活動の有無である。

第二に、平成１８年１２月１日最高裁判所第二小法廷判決は、「一般的な友好、信頼関係の維持増進」を目的とする支出も、それが「普通地方公共団体の役割を果たすため相手方との友好、信頼関係の維持増進を図ることを目的とすると客観的にみることができ、かつ、社会通念上儀礼の範囲にとどまる限り」許容されると述べる一方、「上記のことを目的とすると客観的にみることができず、又は社会通念上儀礼の範囲を逸脱したものである場合には、当該普通地方公共団体の事務に含まれるものとは

いえず、その費用を支出することは許されない」と明言している。本件は、現場で後援会チラシ配布という政治活動が行われた以上、会合参加が「江東区の役割を果たすための友好関係維持増進」を目的としていたと客観的にみることはできず、また社会通念上儀礼の範囲を逸脱したものに該当することは明らかである。

第三に、「チラシ配布は区長個人の私的行為であり、会費支出とは別問題」との反論が想定されるが、これは採用できない。公費で確保された出席機会において行われた政治活動である以上、両者は不可分である。区長個人の責任で参加すべき政治活動の機会創出に公費が用いられた以上、当該支出の目的逸脱は明らかであり、当該支出と政治活動を切り離して論じることは、公私混同を事後的に追認することに他ならない。

第四に、「江東区長交際費支出基準に基づき適正に支出した」との反論も採用できない。同基準には政治活動への転用を許容する条項は存在せず、基準自体が適正であっても、運用が違法であれば支出は違法である。

⑥　構造的問題への言及

加えて、本件は単発の偶発的事象とは認め難い。別途、町会関係者から「区長から自身のチラシを配布するよう依頼を受けた」旨を聞き及んでおり、区長が区長交際費で出席する各種公務的会合の場を恒常的に政治活動に利用している疑いがある。本件はその典型例として顕在化したものである。

監査委員におかれては、本件のみならず、令和６年度及び令和７年度の区長交際費支出全般について、政治活動への転用の有無を併せて調査されたい。

（２）　措置請求

区長に対し、次の各金額を江東区に返還するよう必要な措置を講じることを求める。

①　令和７年１１月２０日に区長交際費から支出された団体Ａ会

合会費　５，０００円

② 令和７年１１月２０日の区長公用車運行に係り運転士に発生した時間外勤務相当分の人件費（額は監査委員において確定されたい）

（３） 事実証明書

① 令和７年度区長交際費現金出納簿（２０２５年１１月２０日付「団体Ａ会合　会費５，０００円」の支出記録）写し（事実証明書１）

② 令和７年１１月２０日付領収証（団体Ａ発行、宛先「大久保江東区長　殿」、金額５，０００円、但書「団体Ａ　会合　会費として」）写し（事実証明書２）

③ 令和７年１１月２０日付支払証明書（執行者「区長」、支払目的「団体Ａ会合　会費」、支払金額５，０００円、精算者・総務部総務課長）写し（事実証明書３）

④ 令和７年１１月２０日付自動車運転日誌（始業９時００分、終業２１時５０分、時間外勤務３時間５０分）写し（事実証明書４）

⑤ 令和７年１１月吉日付「会合のお知らせ」（団体Ａ会長発）写し（事実証明書５）

⑥ 江東区長職務日程表（令和７年１１月２０日分、１９時３０分「団体Ａ会合　会場Ｂ」の記載を含む）写し（事実証明書６）

⑦ 令和７年１１月２０日、会合会場（会場Ｂ）における区長がチラシを配布している様子を撮影した写真（事実証明書７）

⑧ 配布されたチラシの写し（事実証明書８）

⑨ 区長Ｘ（旧Ｔｗｉｔｔｅｒ）２０２５年１１月２４日付投稿のスクリーンショット（事実証明書９）

第２　請求の受理

本件請求は、地方自治法第２４２条所定の要件を具備しているものと認め、令和８年８月２７日付でこれを受理した。

第３　監査の実施

１　監査対象事項

本件請求は、令和７年１１月２０日に区長が会合に参加した際の行為が、地方自治法第２条第１４項等の違反に該当し、会費として支出した区長交際費５，０００円、会合のため区長が使用した区長公用車の運転士に発生した時間外勤務相当分の人件費の支払いが違法又は不当な公金の支出に当たるか否かについて、監査の対象事項とした。

なお､請求の対象は具体的な財務会計上の行為であることが必要であるが、上記第１の３（１）⑥については、個別の事案が示されていないため、監査の対象外とした。

２　監査対象部局及び関係人

（１）　監査対象部局

総務部総務課

（２）　関係人

会合出席者

３　請求人の陳述及び証拠の提出

地方自治法第２４２条第７項に規定する陳述は、請求人から希望しない旨の回答があったため実施しなかった。また、請求人から新たな証拠の提出はなかった。

４　監査対象部局の説明

請求人の主張に対する監査対象部局である総務部総務課（総務課による区長への聴取を含む）の説明は、次のとおりである。

（１）　区長が会合に出席した目的について

会合は、団体Ａが主催したもので、団体Ａより区長に対し出席の依頼があった。日頃のＰＴＡ活動への感謝と今後の学校運

営を取り巻く諸課題への取組の参考とするため、ＰＴＡ関係者と区政情報等の意見交換を行い、また、区への要望を伺えることを期待して出席した。

（２）　区長宛の会合通知について

請求人が事実証明書５として提出した「会合のお知らせ」（団体Ａ会長発）写しと同内容の通知文をＰＴＡ関係者から秘書室で受領した。なお、当該通知文の宛名には、江東区長の記載はないが、受領の際に、区長宛の依頼であることを確認した。

（３）　会合における区長の位置付け、役割について

学校運営を取り巻く諸課題等の区政情報に関する意見交換のための招待と認識している。

（４）　会合に出席した当日の区長の動き及び会合の内容について（総務課による区長への聴取）

詳細な時間までは不明だが、当日の記憶や会場の所在地、区長公用車の運行記録から推定した。

・１９時３０分頃会場に到着、その後まもなく挨拶
・到着から退出まで、意見交換及び会食
・２１時頃、会場から退出

（５）　会合での区長の挨拶や意見交換等の内容について（総務課による区長への聴取）

区長は挨拶で、日頃のＰＴＡ活動や学校運営への協力に感謝の意を伝えるとともに、教育分野における区の取組について紹介した。また、主に「ＰＴＡ活動上の取組及び課題」「各学校における生徒の状況」「ＰＴＡ、地域及び学校の連携状況」「学校、教育委員会及び区に対する要望」について出席者と意見交換を行った。これらは、教育施策、地域連携及び区民意見の把握に関係する内容であり、公務に当たる内容であったと認識している。

（６）　会合当日の移動における区長公用車の使用について

運転日誌により全て区長公用車を使用したことを確認してい

るが、入出庫以外の時刻は不明である。会合への移動を含む区長公用車の動きは、区役所を１８時１０分に出発し、会場Ｃ、会場Ｂ、区長自宅を経由し区役所に２１時４０分に帰着している。

（７）　会合でのチラシの配布について（総務課による区長への聴取）

区長は、公務で出席しているイベントや本件以外の会合において、事前にお話ししていた特定の方など、限られた者にチラシを渡すことはあったが、公務として出席した際に、自らが出席者にチラシを広く配布することは「不特定多数の者が出席する場において、支援者を増やそうとする行動で、公私混同である」と受け止められる行動であると常に認識しており、自らを律していたため、会合においても自らチラシを広く配布していない。

（８）　上記（７）の限られた者について（総務課による区長への聴取）

日頃から個人的に親しい者や様々な意見交換を行っている者及びボランティアである。

（９）　上記（８）のボランティアについて（総務課による区長への聴取）

チラシの配布に協力することを了承した者である。

（１０）　区長から限られた者へのチラシの受け渡しについて（総務課による区長への聴取）

ボランティアを除く限られた者には、他の人がチラシをもらったという話を聞いて「なぜ、自分はチラシをもらえないのか」と残念に思われないよう、手渡していた。

ボランティアには、ボランティア本人が希望する部数を郵送していたが、手渡したこともあった。ボランティアがどのような者にどのような時に配布していたかは確認していないため承知していない。

（１１）　会合への限られた者の出席について（総務課による区長へ

の聴取）

区長は確認できた範囲で、ボランティアが１名出席していたと記憶している。

（１２）　写真のチラシを所持している者がチラシを所持した経緯について（総務課による区長への聴取）

区長は、上記（１１）の会合に出席していたボランティアに会合においてチラシを手渡したかについて、記憶していない。

また、チラシは令和７年１１月初旬から複数のボランティアを通じて配布を行っていた。そのため、チラシを所持していた者が、会合に出席していたボランティアから受け取ったのか、他の者から受け取ったのか、いつ受け取ったのかその経緯について確認していないため承知していない。

また、区長は、会合が開催された当時にチラシを所持していた者が限られた者に該当していなかったため、自らチラシを渡していない。

このため、区長は、会合でチラシを所持していた者がチラシを所持した経緯については承知していない。

（１３）　チラシの発行元である「大久保ともかと歩む会」について（総務課による区長への聴取）

区長就任後の令和５年１２月１４日に東京都選挙管理委員会に届出を行い、受理された政治団体である。

（１４）　チラシに記載されている「大久保ともか応援団」について（総務課による区長への聴取）

大久保ともかと歩む会が、大久保朋果の活動を支援するために募集したボランティアの名称である。

（１５）　公務と政治活動の区別について（総務課による区長への聴取）

区長は、会合はＰＴＡ関係者と日頃の活動への感謝とＰＴＡ活動や学校運営、その他の区政情報に関する意見交換を行ったものであり、公務として出席したものと認識している。こうし

た区民との意見交換の場への出席に当たっては、公務と政務活動について、法令などの規定や社会通念に照らしながら、わきまえた行動を意識している。

５　関係人への確認

監査事務局より会合出席者へ確認した結果は、次のとおりである。

（１）　区長が会合においてチラシを配布していなかったと記憶している。

（２）　会合出席者からチラシの配布があったと記憶している。

第４　監査の結果

１　主文

本件請求は棄却とする。

２　理由

（１）　関係法令

本件請求に係る関係法令は、次のとおりである。

①　地方自治法

第２条　略

２～１３　略

１４　地方公共団体は、その事務を処理するに当つては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。

②　地方財政法

第４条　地方公共団体の経費は、その目的を達成するための必要且つ最少の限度をこえて、これを支出してはならない。

（２）　関係基準等

本件請求に係る関係基準等は、次のとおりである。

①　江東区長交際費支出基準（平成１５年１０月１５日付１５江総総８０２号）

（目的）

第１条　この基準は、区行政の円滑な運営に資するため、区と関係機関等との協議、懇談及び儀礼に対する交際費の支出基準を定めることにより、もって適正な事務執行を図ることを目的とする。

（定義）

第２条　交際費とは、区長が関係機関等との交際上特に必要と認める場合に、予算の範囲内で支出する経費をいう。

（支出の相手方）

第３条　交際費の支出の相手方は、区政運営上、直接かつ密接な関係にある区内関係機関、区政関係団体、区政協力者並びに行政委員会及び附属機関等の委員（以下「関係機関等」という。）とする。

（支出項目等）

第４条　交際費の支出項目は、会費、慶弔費、接遇その他の３項目とし、当該支出項目における内容及び限度額は、次の各号に掲げるとおりとする。

（１）　会費　関係機関等が開催する懇談等を目的とする会合で、区政運営上深く係わりのあるものに係る参加費として支出するものとし、その限度額は、３万円とする。

（２）　慶弔費　祝事又は見舞い等に対し支出するものとし、その限度額は、３万円とする。

（３）　接遇その他　来客者に係る飲食及び茶菓等に要する経費その他区長が特別の理由があると認める場合に支出するものとし、その限度額は、社会通念上妥当な額の範囲内とする。

（支出基準等）

第５条　交際費の支出基準額等については、別表第１及び別表第２のとおりとする。

（支出限度額の調整）

第６条　第４条の規定にかかわらず、交際費の支出限度額については、区長が地域の慣習等特別な理由があると認める場合に限り、調整できるものとする。

第７条以降　略

別表１

支出基準額

<table>
<tr><th colspan="4">区　　分</th><th>5,000 円</th><th>10,000 円</th><th>20,000 円</th><th>30,000 円</th></tr>
<tr><td rowspan="4">会費</td><td colspan="3">公の施設を利用の場合</td><td>○</td><td>△</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="3">その他の施設を利用の場合</td><td>○</td><td>○</td><td>△</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="3">宿泊を伴う場合</td><td></td><td></td><td>○</td><td>○</td></tr>
<tr><td colspan="3">その他特別の事情がある場合</td><td></td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr>
<tr><td rowspan="9">慶弔費</td><td rowspan="6">香典その他</td><td rowspan="2">国会議員等議員関係者</td><td>本人</td><td></td><td>○</td><td>△</td><td>△</td></tr>
<tr><td>親族</td><td></td><td>○</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">他区区長等行政関係者</td><td>本人</td><td></td><td>○</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>親族</td><td>○</td><td>△</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">町会長等区政協力者</td><td>本人</td><td>○</td><td>△</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>親族</td><td>○</td><td>△</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="3">見舞のい他</td><td colspan="2">国会議員等議員関係者</td><td></td><td>○</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">他区区長等行政関係者</td><td>○</td><td>△</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">町会長等区政協力者</td><td>○</td><td>△</td><td></td><td></td></tr>
</table>

※△事例により適用する区分

別表２　略

②　江東区自動車管理規則（昭和４３年４月２７日規則第２１号）

（目的）

第１条　この規則は、庁有車及び雇上車の効率的運営を図るため、庁有車の管理及び雇上車の使用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第２条　この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（１）　部長　江東区組織規則第８条に規定する部長並びに保健所長及び教育委員会事務局次長をいう。

（２）　庁有車　江東区(以下「区」という。)の所有に属する自動車(道路運送車両法第２条第２項に規定する自動車)のうち四輪以上の自動車をいう。

（３）　乗用車　別表に掲げる庁有車の種別のうち、普通乗用自動車、小型四輪乗用自動車、軽四輪乗用自動車及び乗合自動車の種別に属するものをいう。

（４）　雇上車　区が自動車運送業者との自動車供給契約に基づき使用する自動車をいう。

（５）　管理　庁有車の維持、保管及び安全かつ効率的な使用をいう。

(庁有車の統轄管理)

第３条　部長は、その所管に属する庁有車を統轄し、その取得目的にしたがい所属の課長を指定して管理させるものとする。

第４条　略

(目的外使用の禁止)

第５条　庁有車または雇上車は、公務上あらかじめ承認された使用目的以外に使用してはならない。

第６条～第７条　略

(乗用車の専用)

第８条　区長及び区議会議長は、乗用車を専用することができる。

第９条～第１０条　略

(運転日誌の提出)

第１１条　運転者は、毎日の運転状況を庁有車運転日誌（別記第４号様式）に記入し、翌日までに所属の管理担当課長に

提出しなければならない。

第１２条以降　略

（３）　事実関係の確認

本件請求に係る事実関係について、以下のとおり確認した。

①　会合に関する区長の職務について

区長の職務に関する予定表の記録は、次のとおりである。

時間	会議・行事	場所
１９時３０分	団体Ａ区政情報交換会	会場Ｂ

②　会合に関する区長公用車の運行について

江東区自動車管理規則第１１条に規定する運転日誌の記録は、次のとおりである。

時間		行先
発	着	
１８時１０分	２１時４０分	庁舎～都内～区内（各所）～庁舎

③　会合に関する区長交際費の支出について

江東区長交際費支出基準、江東区会計事務規則等の関係規程に定める書類、会合の事実が確認できる書類を確認した。

支　払　月　日	支　払　内　容	金　額
令和７年１１月２０日	団体Ａ区政情報交換会　会費	５，０００円

④　区長公用車に関する委託契約の支出について

区長公用車については、「区長・議長専用車運転業務委託」契約により、受託者に業務を委託し運用している。

ア　委託契約の主な内容は、次のとおりである。

（ア）　契約日　令和７年４月１日

（イ）　契約期間　令和７年４月１日から令和８年３月３１日まで

（ウ）　業務内容等

管理車両　区長専用車　トヨタ・アルファード（リース車両）

業務内容　管理車両の運行、日常の点検・維持等

運転従事者１日当たり拘束時間　９時から１８時まで

時間外管理請負料

運転従事者の１日の業務時間が、定められた１日当たりの拘束時間である９時から１８時を超過した場合の超過分に係る対価。

時間当たりの単価額は、２，２００円

イ　委託契約に基づき、令和７年１１月分の時間外管理請負料を含む委託料の支出について、契約書類、江東区会計事務規則等の関係規程に定める書類を確認した。

支　払　月　日	支　払　内　容	金　額
令和７年１２月２２日	区長・議長専用車運転業務委託（１１月）	１，１１３，８６０円

⑤　会合のために区長公用車の運転士に発生した時間外勤務相当分の人件費について

江東区自動車管理規則、運転日誌、契約書類を基に、時間外勤務相当分の人件費は、４，８４０円であると積算した。

ア	運転士	１名
イ	発生日	令和７年１１月２０日
ウ	時間外勤務相当時間	１９時３０分から２１時５０分まで
エ	時間外勤務相当時間数	２時間（時間外勤務に相当する時間は２時間２０分。３０分未満切捨て）
オ	１時間単価	２，２００円
カ	時間外勤務相当分人件費（エ×オ×消費税１０％）	４，８４０円

３　判断

以上の事実関係の確認及び関係書類の調査等に基づき、本件請求について次のとおり判断する。

（１）　判例

本件監査に当たり、次の判例を参考とした。

① 平成１８年１２月１日最高裁判所第二小法廷判決

普通地方公共団体も社会的実体を有するものとして活動している以上、当該普通地方公共団体の事務を遂行し対外的折衝等を行う過程において、長又はその他の執行機関が各種団体等の主催する会合に列席するとともにその際に祝金を主催者に交付するなどの交際をすることは、社会通念上儀礼の範囲にとどまる限り、上記事務に随伴するものとして許容されるというべきである。

そして、普通地方公共団体が住民の福祉の増進を図ることを基本として地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとされていること（法１条の２第１項）などを考慮すると、その交際が特定の事務を遂行し対外的折衝等を行う過程において具体的な目的をもってされるものではなく、一般的な友好、信頼関係の維持増進自体を目的としてされるものであったからといって、直ちに許されないこととなるものではなく、それが、普通地方公共団体の上記の役割を果たすため相手方との友好、信頼関係の維持増進を図ることを目的とすると客観的にみることができ、かつ、社会通念上儀礼の範囲にとどまる限り、当該普通地方公共団体の事務に含まれるものとして許容されると解するのが相当である。しかしながら、長又はその他の執行機関のする交際は、それが公的存在である普通地方公共団体により行われるものであることにかんがみると、それが、上記のことを目的とすると客観的にみることができず、又は社会通念上儀礼の範囲を逸脱したものである場合には、当該普通地方公共団体の事務に含まれるとはいえず、その費用を支出することは許されないものというべきである。

② 令和３年５月１４日最高裁判所第二小法廷判決

県は、本件管弦楽団を設立し、本件財団に委託するなどして本件管弦楽団において県内の各地を訪れて演奏会を開催する事

業を行うこととなったところ、本件演奏会も、その一環として、県内の市等が主催し、県及び本件財団が共催したというのである。そうすると、県が本件演奏会を共催したことは、住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担う県の文化振興政策に基づくものと評価することができ（地方自治法第１条の２第１項参照）、県の事務に含まれるものということができる。

したがって、県を統轄して、これを代表し、また、その事務を管理し及びこれを執行する知事が、県の事務として開催された本件演奏会に出席したことは、公務に該当するものというべきである。そして、知事が公務として演奏会に出席し、そのため公用車を使用したことに違法があるというべき事情は見当たらない。

（２）　会合における区長の政治活動に関する判断

区長が会合においてチラシを配布し政治活動を行ったかについて、以下のとおり判断する。

①　会合におけるチラシの配布について

請求人が示した写真は複数名の会合出席者が写った集合写真であり、その中の１名がチラシを所持しているが、この写真は出席者の１名が撮影時にチラシを持っていることは確認できるものの、この写真をもって、会合で区長がチラシを配布したことまでは確認できない。また、請求人はこの写真以外に区長が会合においてチラシを配布した根拠は示していない。

チラシを所持していた人物が当日チラシを所持した経緯について、総務課は区長への聴取により、チラシは令和７年１１月初旬から複数のボランティアを通じて配布を行っていたため、チラシを所持していた者が、会合に出席していたボランティアから受け取ったのか、他の者から受け取ったのか、いつ受け取ったのかその経緯について確認していないため承知していないと主張している。

また、監査事務局において会合出席者に確認したところ、区長は会合においてチラシを配布しておらず、会合出席者から配布されたと記憶しているとの回答があった。

② 会合における政治活動の有無について

請求人は上記①のとおり、チラシを所持した者がいることをもって、政治活動をしたことの根拠としている。

総務課は区長への聴取により、公務で出席しているイベント等において、自ら出席者にチラシを広く配布することがないよう常に意識しており、会合においても広く配布することはしておらず、また、会合にはＰＴＡ関係者と日頃の活動への感謝とＰＴＡ活動や学校運営・その他の区政情報に関する意見交換を行ったものであり、公務として出席したものであると主張している。

③ 以上を踏まえると、請求人は区長のＸを引用した写真を根拠に、会合において政治活動が実施されたと主張しているが、区長が会合においてチラシを配布した事実は確認できず、また会合の内容についても政治活動ではなく、団体Ａとの学校運営に関する意見交換であったと認められる。

よって、区長が会合において政治活動を行ったと認めるに足りる事実は確認できず、請求人の主張は採用できない。

（３） 会合への出席が公務であるかについての判断

会合について監査対象部局の説明は、次のとおりである。

① 区長に対し団体Ａから出席依頼があった。

② 区長は、学校運営を取り巻く諸課題等の区政情報に関する意見交換のため招待されたと認識している。

③ 区長は、会合において、挨拶ではＰＴＡ活動や学校運営の協力に感謝の意を伝え、意見交換は、教育施策、地域連携及び区民意見の把握に関する内容であったと認識している。

以上のことから、区長は区政を遂行するに当たり関わりのある団体Ａから区政の情報交換のための案内を受け、教育施策等

の意見交換を行うなどの交流を目的として会合に出席したものと認められる。

また、上記（１）①の判例に照らしても、社会通念上の儀礼の範囲を逸脱しているとはいえないことから、会合への出席は公務に当たるものと判断する。

（４）　本件支出の違法性又は不当性について

区長の会合への出席は公務に当たることから、本件支出について違法又は不当であるとは認められない。

（５）　結論

以上のことから、本件支出に違法又は不当なものは認められず、地方自治法第２条第１４項等に違反するものとは認められないことから、請求人の主張には理由がないとの結論に至った。

第５　意見

本件について監査を実施した結果、会合において請求人が主張するような政治活動が行われた事実は認められず、本件請求には理由がないものと判断した。

しかしながら、区長は地方公共団体の長として、その職責上、高い影響力と発信力を有する立場にあり、その言動や行動については、法令に違反するか否かという観点のみならず、行政の中立性及び公務に対する住民の信頼を損なうおそれがないかという観点からも、極めて慎重な配慮が求められる。

今回の事案において政治活動の事実は認められないと判断したものの、かかる疑義を招いたこと自体を軽視すべきではないと考える。

区長においては、今後、公務の執行に当たっては一層の慎重な配慮を行い、いささかたりとも行政の中立性に疑念を招くことのないよう厳に留意するとともに、公務と政治活動との間に一切の疑義を生じさせないとの強い自覚の下で職務を遂行することを強く求める。